

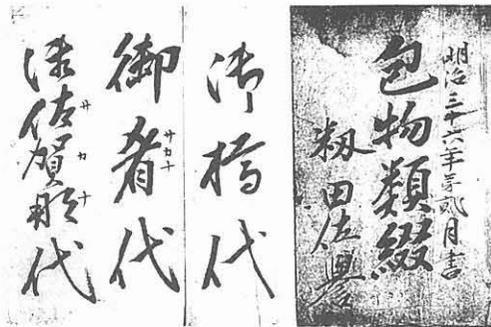
# 毛筆存廃始末記

## 毛筆存廃始・末記

大正八年、時の文部大臣 中橋徳五郎氏から、「毛筆は二十年來の遺物である。現今の活社会に於て我々が毛筆をなめている様では、日本の文化は進歩するものではない」との毛筆廃止論が唱えられました。

これに対して熊野町長 阿原臣の陳情書は、書写・書道教育の存廃論争の火種を招くことになったのです。

「東京日日新聞」には、廃止論に賛成する沢柳政太郎博士の談が掲載されているのでこれを紹介しておきます。



▲明治・大正時代に使用された手習用手本

「悠長な時代でない  
文相の毛筆廃止大賛成  
私は普通学務局長時代に  
既に之を唱へて実行した  
(沢柳政太郎談)

現在の小学教育を尚一層社会化せしめたいと云ふ中橋文相の意見は、至極同感である。毛筆をやめてペンや鉛筆に換たり候文を廃して口語体にしようという説は私も既に二十年前普通学務局長時代小学校令の改正の際に漢字を制限して、仮名交り文を奨励し毛筆など全廃とまで成るべく使は行かぬが用しないでせしむる事ペンを使用にした。」

この様に文相などに依つて毛筆廃止論が唱えられる様になつた状況下で、熊野町からの毛筆使用に關する陳情が出されることとなつたのです。

この陳情書からうかがえることは毛筆廃止によつて「将来我國民ノ精神ニ及ホス影響、勘カラサルモノアル」とし、精神陶冶の面などから毛筆廃止論に強く反対しているのです。

このように中橋文相による毛筆廃止論はさらに書写・書道教育においても重要な提起となり、これをめぐつて全国規模での論争が展開されることとなりました。

こうした習字教育に關する論争が一応の結着を見るのは、昭和初期になつてからです。

今まで主として実用的立場から取り上げられていた習字が、芸術性、精神性の立場から教育されるようになったのです。